

1999年7月15日

記者発表資料

日本インドネシア・オランウータン保護調査委員会

〒214-0038 川崎市多摩区生田 5-11-8 :044-955-7406

代表 鈴木 晃 (国際霊長類保護連盟日本代表)

地球生物会議 (ALIVE)

〒113-0022 文京区千駄木 1-20-4-1F :03-5815-7522

代表 野上ふさ子

野生生物保全論研究会 (JWCS)

〒105-0001 港区虎ノ門 2-5-4-7F :03-3595-1171

事務局長 坂元雅行

違法に取り引きされた、生きた野生動物は、いかに取り扱われるべきか

～大阪ペットショップにおけるオランウータン等の違法取引事件について～

この問いに対する解答を考える際のポイントはなにか？

- ・今後の違法取引の抑止に資するかどうか
- ・当該野生動物の種個体群やそれを含む生態系の保全に資するかどうか
- ・当該野生動物の福祉に資するかどうか

野生生物について、どの程度の国際取引が行われているのか？

なぜ、野生生物の違法取引が後を絶たないのか？

野生生物の国際取引は、以前から武器、薬物とともに国際的犯罪組織の3大商品といわれてきた。近時は、年間数十億ドルに達する、武器に次ぐ資金源となっているとの指摘がある。こうした背景から、野生生物に対する違法な取引に対する厳しい対応は、国際的犯罪組織の撲滅のために非常に重要な課題とされてきた。

日本は、ワシントン条約規制対象種の合法的輸入につき世界第2位(年間約4万件) 国民一人当たりの輸入件数で世界第1位であり、巨大な取引市場を擁する「野生生物消費大国」である。そのため、象牙、鼈甲、虎骨を含有した漢方薬等野生生物の身体部分・製品の他、ペットとする目的等での生きた野生生物の違法取引が後を絶たない。

国際取引は野生生物の絶滅にとって、どれ程脅威なのか？

国際取引の影響によって絶滅のおそれがあるとして、国際商業取引が禁止されている種(ワシントン条約付属書 掲載種)の数は約900(亜種、地域個体群含む) 国際取引の影響を受けており、将来絶滅のおそれが生じる可能性のある種(同付属書 掲載種)の数は、約2万9千。

ワシントン条約では、この問題についてどのように対応しているのか？
条約第10回締約国会議(1997.6)では、要旨次のような決議が採択されている。

決議10.7「没収された付属書掲載種の生きた標本の取り扱い」

締約国会議は次のとおり勧告する。

- a. 管理当局(日本では通産省)は、標本(動物や植物の個体)の取り扱いを決定する前に、科学当局(日本では海産哺乳類を除く動物は環境庁) 輸出国政府、専門家と協議し助言を受けること
- b. 科学当局は助言の際にこの決議に付されたガイドラインに留意すること。
*動物、植物それぞれについてのガイドラインが作成されている。
これは、野生への返還や飼育など、没収された動物の取り扱いの選択肢それぞれの長所、短所を分析し、どのような条件の下でどのような選択がなされるべきかを判断するためのもの。
- c. 没収された付属書 掲載種等の生きた標本の取り扱いに関してなされたいかなる決定も条約事務局に報告すること
- d. 生きている標本が適切な輸出許可書又は再輸出証明書なしに輸入国に到着した場合、あるいは輸入者が生きている標本の受領を拒否した場合、積み荷は没収すること

締約国会議は次のとおり要求する。

措置を遅滞なく実施するための行動計画の策定

*行動計画策定に当たって依拠すべきガイドラインとして要旨次のものが付されている。

- 1)資金調達の手段の特定
- 2)生きた標本の取り扱いガイドラインを実施するための手続の確立
- 3)取り扱いに関し意思決定権を持つ政府機関及び担当部署の特定と、それらの役割と所管する権限の明定
- 4)どの原産国当局と連絡をとるべきかの特定
- 5)当該標本の短・長期の福祉を図るための担当者の訓練
- 6)種の同定、ケアその他技術的側面で援助する専門家・施設のリストの確保
- 7)没収後緊急に生きた標本をケアする施設の確保
- 8)没収手続が完了するまで生きた標本の十分なケアができる施設の特定
- 9)獣医学又は植物衛生学的なものを含む十分な世話を提供し、標本を受け入れる国内の施設と計画を特定し、他の締約国の便に供するため、それらの一覧表を作成して条約事務局へ提出
- 10)押収時点から直ちに、標本の取り扱いに関する選択肢の評価の開始

我々が疑問を持っている点、日本政府に申し入れている点はどのようなことか？

今回の件について見ると、捜査はすすみ、処罰は期待される。だが、

- ・当該野生動物の取り扱いがどうなるかについては目途がつかない。
- ・種の保存法違反のペットショップは業務を継続している。

上記3つのポイント(違法取引抑止、種・生態系保全、動物の個体の福祉)に照らし、問題だと考える。

政府に対する申し入れ事項

- 1 今回密輸の対象となったオウソウ-ク等については、原産国政府、日本政府関係機関及びNGOと協力の上、原産国への返送の手順、方法等の検討を早急に進め、速やかな返送を実現すること
- 2 今後の同種事案発生に備え、外為法に違反して国内に持ち込まれた希少野生動植物種を原産国に返送あるいは密輸入者等に返送させるための一般的な手続整備を進めること(生きた動物の押収直後の緊急的保護施設、返送等が為されるまでの一定期間十分なケアをする施設を制度的に確立することを含む)
- 3 外為法に違反して希少野生動植物種を密輸した者、その者から情を知ってそれを譲り受けた者、希少野生動植物種の販売目的での陳列を行う者等に対し、報告徴収・立入検査及び措置命令を効果的に実施・発令するため、情報収集、人員配置を含めた所要の措置をとること
- 4 希少野生動植物種の譲渡等を業とする者に対する業の届出制を設け、それらの者に必要な指示を与え、指示違反に対しては業務停止を命じられるよう法改正を行うこと
- 5 野生動植物種の違法取引事犯に対する効果的対策を図るため、警察庁、検察庁と継続的・緊密な連携をとること
- 6 ペット・鑑賞目的で、絶滅のおそれのある野生動植物種を販売、陳列、購入、飼育等することが、それらの違法取引を引き起こす原因となっていることについて、業者に対する指導及び消費者に対する普及啓発を徹底すること。

以上

1. 措置命令(種の保存法16条)の内容が返送命令に限定されていることは問題である。

国内施設での飼育、原産国施設での飼育、野生復帰(再導入、既存個体群の補強)などさまざまな選択肢がある。

2. 措置命令(種の保存法16条)の対象が、外為法違反の輸入者・そのものからの輸入者に限定されていることは問題である。

CITESの効果的実施の観点から、当該標本を、流通におくことがもはや不適切である場合に、広く措置命令が必要である。

CITES規制種が関税法による輸入規制あるいは種の保存法による国内取引規制に違反した場合にも措置命令を適用すべきである。

3. 没収

<措置命令自体は所有権の帰属から切り離されている(「議決」135頁) どうするか?

より有効という言い方か? 国内飼育が選択された場合は、委託費用を継続的に負担させるというやり方になるのか(しかし、事後の処理が複雑になる。所有権を奪った上で、一時金で一定の費用を支払わせるのが現実的。) 無登録譲渡の場合にまで行政没収を認めるかどうかは容易ではなまいだろう。

しかし、種の保存の観点からの希少野生動植物種の取引規制に違反した個体の所有権を没収するという規定ができれば、重要な法益として承認されたことを意味し、意義は大きい。>

没収の意義

これ以上の流通を防ぐ。

「違法取引引きされた生きた野生動物の処分」においては、所有権を違法取引を行った者に残しつつ、違法取引を行った者のためでなくその処分権限を全面的に奪うというのは、理論的に困難である。

自由な処分を封じることによる、違法取引の一般予防

・種の保存法違反であって、かつ国内で繁殖したものでない場合には、CITES 付属書掲載種の標本(specimen)が適切な輸出許可証(あるいは再輸出許可証)なしに輸入された場合、税関が没収する(行政機関が司法手続を経ずに強制的に没収する)旨の規定を設ける。

特に生きた動物については、反則事件として

4. 措置を遅滞なく実施するための行動計画の策定(Res.Conf.10.7 参照)

1)資金調達の手段

- 2) 生きた標本の処分のためのガイドラインを実施するための手続き
- 3) 処分に関して意思決定権を持つ政府機関及び担当部署を特定し、それらの役割と所管する権限を明定
- 4) 原産国との連絡体制の確立
- 5) 処分に関与する担当者の訓練、技術的側面で援助する専門家・施設の協力体制
- 6) 処分までの一時的な保護施設の確保
- 7) 日本国内の施設とその計画を把握し、一覧表を CITES 事務局へ
- 8) 処分に関する選択肢の評価を把握時点直後から開始できるよう保証。

5. 業として野生生物取引を行う者に対する規制